

【第三種冷凍機械責任者】 高圧ガス保安法改正に伴うテキストへの反映

1. 用語の定義に「特定不活性ガス」が追加されました。

<p>一般高圧ガス保安規則          (用語の定義)          第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。          四 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）          四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの          イ フルオロオレフィン 1234yf          ロ フルオロオレフィン 1234ze          ハ フルオロカーボン 32</p>
---

2. テキストへの追記

テキスト中に「特定不活性ガス」が追記となる箇所は、下記のとおりです。

ページ	正	誤
P13 スライド、 ノート	可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガス	可燃性ガス又は毒性ガス
P18 スライド、 ノート	可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガス	可燃性ガス又は毒性ガス
P48 スライド、 ノート	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素	可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素
P49 スライド、 ノート	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素	可燃性ガス、毒性ガス又は酸素
P52 スライド、 ノート	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素	可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素
P54 スライド、 ノート	可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガス	可燃性ガス及び毒性ガス